字岩駄馬
一一二〇番
一一二一番一から一一二一番四まで
一一二二番から一一二四番まで
一一二五番一及び一一二五番二
一一二六番一及び一一二六番二
二二三四番二、二二三四番六及び二二三四番九
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
オノロカ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標注一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千四百八十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
高知県土佐清水市加久見
字中ヲロノ川　一一九一番イ　一号及び二号
一二二八番　九号
一二三三番　十号
一二三四番　十一号及び十二号
一二三五番　十三号から十五号まで及び二十号
一二二四番　十六号から十九号まで
字奥ヲロノ川　一二二〇番　五号
一二二一番　七号
字上城山　一五五〇番　三号及び四号
一五五一番イ　六号
字下城山　一五六〇番　八号

○環境省告示第百一号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、北海道庁及び亀田郡七飯町役場に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
大沼
二　区域
北海道亀田郡七飯町字大沼町、字上軍川、字軍川、字西大沼及び字東大沼の各一部
北海道亀田郡七飯町所在大沼、小沼及び蓴菜沼の全部
三　区域図（省略）

○環境省告示第百二号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、茨城県庁、栃木県庁、群馬県庁、埼玉県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
渡良瀬遊水地
二　区域
茨城県古河市悪戸及び古河の各一部
栃木県栃木市藤岡町、小山市大字下生井及び大字白鳥並びに下都賀郡野木町大字野渡、大字野木及び大字友沼の各一部
群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬の一部
埼玉県加須市小野袋、柏戸及び向古河の各一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第百三号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、富山県庁及び中新川郡立山町役場に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
立山弥陀ヶ原・大日平
二　区域
富山県中新川郡立山町芦峅寺の一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第百四号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、福井県庁及び敦賀市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
中池見湿地
二　区域
福井県敦賀市大字樫曲、大字泉及び大字津内の各一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第百五号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、愛知県庁及び豊田市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
東海丘陵湧水湿地群
二　区域
愛知県豊田市上高町、矢並町及び山中町の各一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第百六号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、兵庫県庁及び豊岡市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
円山川下流域・周辺水田
二　区域
兵庫県豊岡市城崎町楽々浦、城崎町戸島、城崎町桃島、気比、田結及び畑上の各一部
兵庫県豊岡市所在円山川の一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第百七号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、広島県庁及び廿日市市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
宮島
二　区域
広島県廿日市市宮島町の一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第百八号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、熊本県庁及び荒尾市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
荒尾干潟
二　区域
熊本県荒尾市の一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第百九号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、沖縄県庁及び宮古島市役所に備え付けて供覧する。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
与那覇湾
二　区域
沖縄県宮古島市下地及び平良の各一部
三　区域図（省略）

○防衛省告示第百六十五号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、防衛大臣が指定する施設として次のものを指定したので、同令第十九条の規定により、告示する。

昭和四十九年防衛施設庁告示第八号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき防衛施設庁長官の指定する施設として指定した件）は、廃止する。

平成二十四年六月二十九日

防衛大臣　森本　敏

市町村の主たる事務所